

- 

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

一、最新中国法令

● 国务院办公厅关于开展涉及产权保护的规章、规范性文件清理工作的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2018〕29号

【发布日期】2018-05-14

【内容提要】此次清理的重点是：

- 有违平等保护各种所有制经济主体财产所有权、使用权、经营权、收益权等各类产权的规定；
- 不当限制企业生产经营、企业和居民不动产交易等民事主体财产权利行使的规定；
- 在市场准入、生产要素使用、财税金融投资价格等政策方面区别性、歧视性对待不同所有制经济主体的规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/14/content_5290909.htm

● 国务院办公厅关于进一步压缩企业开办时间的意见

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2018〕32号

【发布日期】2018-05-17

【内容提要】根据该意见：

工作目标

- 2018 年年底，各直辖市、计划单列市、副省级城市和省会城市要将企业开办时间压缩一半以上，由目前平均 20 个工作日减至 8.5 个工作日以内。
- 2019 年上半年在全国实现上述目标。

任务和措施

- 大力推行“一窗受理、并行办理”。
- 简化企业登记程序。
除涉及前置审批事项或企业名称核准与企业设立登记不在同一机关外，企业名称不再实行预先核准，申请人可在办理企业登记时，以自主申报的企业名称一并办理。将办理企业设立登记的时间压缩至 5 个工作日内。
- 取消公章刻制审批。

一、最新中国法令

● 財産権保護に関わる規則、規範性文書の見直し作業に関する国务院弁公庁による通知

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2018〕29 号

【発布日】2018-05-14

【概要】今般の重点見直し対象は以下の通りである。

- 各種の所有制経済主体の財産所有権、使用权、経営権、收益権等各種財産権の平等な保護に反している規定
- 企業の生産経営、企業・居住者の不動産取引等における民事主体の財産権行使を不当に制限する規定
- 市場参入許可、生産要素使用、税制金融投資価格等政策方面における各所有制経済主体を区別して、不当に扱っている規定

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/14/content_5290909.htm

● 企業設立運営手続の所要時間をさらに短縮することに関する国务院弁公庁による意見

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2018〕32 号

【発布日】2018-05-17

【概要】本意見によると、以下の通りである。

作業目標

- 2018 年年末までに、各直辖市、計画単列市、副省級都市及び省会都市における企業設立手続の所要時間を半分以上短縮し、現在の平均 20 業務日から 8.5 業務日以内に短縮する。
- 2019 年上半年に全国範囲で上述の目標を実現する。

任務及び措置

- 「一つの窓口で受理し、並行処理する」体制の推進に力を入れる。
- 企業登記手続きを簡素化する。
事前審査許可事項である場合又は企業名称認可と企業設立登記が同一機関ではない場合を除き、企業名称については以後、仮認可を実施せず、申請者は企業の登記手続きを行う際に、自主申告する企業名称をもって併せて手続きを行うことができる。企業設立登記手続きの所要時間を 5 業務日以内に短縮する。
- 公印作成の審査許可を廃止する。

实行公章刻制备案管理，并将其纳入“多证合一”改革涉企证照事项目录。公章制作单位应在 1 个工作日内完成印章刻制。

- 将新办企业首次办理申领发票的时间压缩至 2 个工作日内。
- 完善企业社会保险登记业务流程。

各级社保经办机构不再单独核发社会保险登记证，取消社会保险登记证的定期验证和换证制度，逐步采用统一社会信用代码进行登记管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/17/content_5291643.htm

● 国家市场监督管理总局关于开展反不正当竞争执法重点行动的公告

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局公告 2018 年第 4 号
【发布日期】2018-05-17
【内容提要】自 2018 年 05 月至 10 月，在全国范围内开展反不正当竞争执法重点行动。重点查处行为包括：

- 市场混淆、侵犯商业秘密等侵犯知识产权不正当竞争行为
- 医药、教育领域的商业贿赂行为
- 互联网领域的虚假宣传行为

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://samr.saic.gov.cn/gg/201805/t20180517_274217.html

● 住房和城乡建设部等三部门关于改进住房公积金缴存机制进一步降低企业成本的通知

【发布单位】住房和城乡建设部等三部门
【发布文号】建金〔2018〕45 号
【发布日期】2018-04-28
【内容提要】根据该通知：

延长阶段性适当降低企业住房公积金缴存比例政策的期限

各地区 2016 年出台的阶段性适当降低企业住房公积金缴存比例政策到期后，继续延长执行期至 2020 年 04 月 30 日。

规范住房公积金缴存基数上限

缴存住房公积金的月工资基数，不得高于职工工作地所在设区城市统计部门公布的上一年度职

公印作成の届出管理を実施し、且つこれを「複数証書の一本化」改革の企業関連ライセンス事项目録に組み入れる。公印作成者は 1 業務日以内に印鑑作成を完成させる必要がある。

- 新設企業が発票の初回受領申請手続きを行う際の所要時間を 2 業務日以内に短縮する。
 - 企業の社会保険登記手続きプロセスを整備する。
- 各級の社会保険取扱機関は以後、社会保険登記証を個別に発行しないものとし、社会保険登記証の定期検証と証書交換制度を廃止し、統一社会信用コードに対して登記管理を実施する制度へと徐々に移行させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/17/content_5291643.htm

● 不正競争防止法執行の重点的取組実施に関する国家市场监督管理总局による公告

【発布機関】国家市场监督管理总局
【発布番号】国家市场监督管理总局公告 2018 年第 4 号
【発布日】2018-05-17
【概要】2018 年 5 月から 10 月までの期間において、全国範囲で不正競争防止法執行の重点的取組を実施する。重点的取締事項には、以下の内容が含まれる。

- 市場において混同を生じさせる行為、商業秘密侵害等知的財産権を侵害する不正競争行為
- 医薬、教育分野における商業賄賂行為
- インターネット分野における虚偽宣伝行為

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://samr.saic.gov.cn/gg/201805/t20180517_274217.html

● 住宅積立金積立メカニズムを改善し、企業コストをさらに削減することに関する住宅・都市部建設部等三部門による通知

【発布機関】住宅・都市部建設部等三部門
【発布番号】建金〔2018〕45 号
【発布日】2018-04-28
【概要】本通知によると、以下の通りである。

企業の住宅積立金積立率を段階的に適宜引下げる政策の実施期間を延長する

各地区において 2016 年に公表された企業の住宅積立金積立率を段階的に適宜引下げる政策の実施期間が満了した後、実施期間を引続き 2020 年 4 月 30 日まで延長する。

住宅積立金の積立基数の上限を規範化する

住宅積立金の月間賃金基数は従業員の勤務場所が所在する区を設けている都市の統計部門から公布さ

工月平均工资的 3 倍。
扩大住房公积金缴存比例浮动区间
住房公积金缴存比例下限为 5%，上限由各地区按照《住房公积金管理条例》规定的程序确定，最高不得超过 12%。
【法令全文】请点击以下网址查看： http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/201805/t20180511_236020.html

れる前年度の労働者月間平均賃金の 3 倍を上回ってはならない。
住宅積立金積立率の変動範囲を拡大する
住宅積立金積立率の下限は 5%とし、上限は各地区が「住宅積立金管理条例」規定の手順に従い確定し、最高で 12%を超えてはならない。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/201805/t20180511_236020.html

● 危险化学品生产储存企业安全风险评估诊断分级指南（试行）

【发布单位】应急管理部
【发布文号】应急〔2018〕19 号
【发布日期】2018-05-10
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/gk/xxgk/201805/t20180515_204915.shtml

● 危険化学品生産・貯蔵企業の安全リスク評価診断等級別ガイドライン（試行）

【発布機関】应急管理部
【発布番号】应急〔2018〕19 号
【発 布 日】2018-05-10
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/gk/xxgk/201805/t20180515_204915.shtml

● 江苏省女职工劳动保护特别规定

【发布单位】江苏省人民政府
【发布文号】江苏省人民政府令第 122 号
【发布日期】2018-05-08
【实施日期】2018-07-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.jiangsu.gov.cn/art/2018/5/15/art_46143_7638807.html

● 江蘇省女子労働者労働保護特別規定

【発布機関】江蘇省人民政府
【発布番号】江蘇省人民政府令第 122 号
【発 布 日】2018-05-08
【実 施 日】2018-07-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.jiangsu.gov.cn/art/2018/5/15/art_46143_7638807.html

● 江苏省人力资源社会保障厅关于做好高温津贴支付有关工作的通知

【发布单位】江苏省人力资源社会保障厅等五部门
【发布文号】苏人社发〔2018〕113 号
【发布日期】2018-05-11
【内容提要】江苏省高温津贴标准从 2018 年 06 月 01 日起调整为每月 300 元，支付时间为 4 个月（6 月、7 月、8 月、9 月）。用人单位支付的高温津贴，纳入工资总额，按照规定税前扣除。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://jsrlzyshbz.jiangsu.gov.cn/art/2018/5/11/art_51035_7636123.html

● 高温手当支給関連作業の貫徹に関する江蘇省人的資源社会保障庁による通知

【発布機関】江蘇省人的資源社会保障庁等五部門
【発布番号】蘇人社発〔2018〕113 号
【発 布 日】2018-05-11
【概 要】江蘇省の高温手当支給基準は、2018 年 6 月 1 日から毎月 300 元に調整し、支給期間は 4 カ月（6 月、7 月、8 月、9 月）とする。雇用者が支給した高温手当は賃金総額に組み入れ、規定に従い税前控除する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://jsrlzyshbz.jiangsu.gov.cn/art/2018/5/11/art_51035_7636123.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- 国务院：决定在全国推开外资企业设立商务备案与工商登记“一口办理”

日前召开的国务院常务会议，部署推进政务服务“一网通办”和企业群众办事“只进一扇门”“最多跑一次”，决定在全国推开外资企业设立商务备案与工商登记“一口办理”；确定进一步降低实体经济物流成本的措施。

部分内容介绍如下：

政务服务“一网通办”
▪ 整合构建国家、省、市三级互联的网上政务服务平台，除法律规定或涉密等外，政务服务均应纳入平台办理。 ▪ 到 2019 年底，使网上可办的省级、市县级政务服务事项分别不低于 90%、70%。
简化外资企业设立程序
▪ 从 2018 年 06 月 30 日起，在全国推行外资商务备案与工商登记“一套表格、一口办理”，做到“无纸化”、“零见面”、“零收费”，大幅压减办理时间。 ▪ 推动银行、海关、税务、外汇等外资企业信息实时共享、联动管理。

（里兆律师事务所 2018 年 05 月 18 日编写）

- 上海金融业对外开放先行先试

据悉，对照中国人民银行宣布的金融业对外开放措施，上海已形成六个方面争取对外开放先行先试的举措。

扩大银行业对外开放
▪ 支持外国银行在沪同时设立分行和子行。 ▪ 支持商业银行在沪发起设立不设外资持股比例上限的金融资产投资公司和理财公司。 ▪ 支持外资银行开展代理发行、代理兑付等。
扩大证券业对外开放
支持在沪设立外资控股证券公司、基金公司、

二、新着情報

- 国务院：外资企业设立时的商务届出手续与工商登记手续的「ワンストップ化」体制を全国において推進することを決定した

先頃開催された国务院常务会议において、行政手続きの「オンライン・ワンストップ化」、企業と人々が手続きを行う際に「一カ所で手続きを済ませることができる」、「最多で一度足を運べば手続きを済ませることができる」体制を推進すること、全国で外資企業設立時の商務届出手続きと工商登记手续の「ワンストップ化」体制を推進することが決定され、実体経済の物流コストをさらに削減するための措置が確定された。

一部の内容を下表にて紹介する。

行政サービスの「オンライン・ワンストップ化」
▪ 国家、省、市という 3 つの等級がリンクするオンライン行政サービスプラットフォームを構築し、法律で定められている場合又は機密事項である場合を除き、行政サービスを当該プラットフォーム上で処理する。 ▪ 2019 年年末までに、オンライン上で取り扱い可能な省級、市・県級の行政サービス事項がそれぞれ 90%、70%を下回らないようにする。
外資企業設立手続きの簡素化
▪ 2018 年 6 月 30 日から、全国で外資企業の商務届出手続きと工商登记手续を「一枚の用紙で一カ所の窓口で処理する」体制を推進し、「ペーパーレス化」、「対面形式の撤廃」、「費用徴収の撤廃」を実現し、手続きの所要時間を大幅に削減する。 ▪ 外資企業の銀行、税関、税務、外貨等に関わる情報をリアルタイムで共有し、連携して管理する体制を推進する。

（里兆法律事務所が 2018 年 5 月 18 日付で作成）

- 上海において金融業の対外開放を他に先駆けて試行する

情報筋によると、中国人民銀行により発表された金融業対外開放措置に照らして、上海において、6 つの方面における対外開放に向けた措置がすでに形成されており、本措置を他に先駆けて試行するとしている。

銀行業の対外開放拡大
▪ 外国銀行が上海において、支店と子会社を同時に設立することを支持する。 ▪ 商業銀行が上海において、外資の持分比率に上限を設けない金融資産投資会社と財テク会社を発起設立することを支持する。 ▪ 外資系銀行が代理発行、代理換金支払などを行うことを支持する。
証券業の対外開放拡大
上海において、外資が支配株主となる証券会社、

期货公司，允许其从事经纪、咨询等。
扩大保险业对外开放
放开在沪外资保险经纪公司经营范围，支持外资来沪经营保险代理和公估业务，支持设立外资控股人身险公司等。
扩大金融市场开放
- 支持境外投资者参与上海证券市场。 - 支持境外创新企业在沪发行中国存托凭证（CDR）。 - 争取年内开通“沪伦通”，进一步扩大熊猫债规模等。
拓展 FT 账户（自由贸易账户）功能和使用范围
- 围绕人民币国际化，建设人民币全球服务体系。 - 争取将 FT 账户复制推广至长三角地区和长江经济带的自贸试验区，以及拓展 FT 账户的投融资功能等。
放开银行卡清算机构和非银行支付机构市场准入
- 放开银行卡清算机构和非银行支付机构市场准入。 - 放宽外资金融服务公司开展信用评级服务的限制等。

（里兆律师事务所 2018 年 05 月 18 日编写）

ファンド会社、先物取引会社を設立し、仲立、コンサルティングなどを行うことを支持する。
保険業の対外開放拡大
上海において外資系保険仲立人の経営範囲を拡大し、外資が上海において保険代理業務と査定業務を取り扱うことを支持し、外資が支配株主となる生命保険会社などを設立することを支持する。
金融市場の開放拡大
- 海外投資者が上海の証券市場に参加することを支持する。 - 海外のイノベーション企業が上海において、中国預託証券（CDR）を発行することを支持する。 - 年内に「滬倫通（上海・ロンドン間の株式相互取引）の開通を目指し、パンダ債規模のさらなる拡大を目指すなど。
FT 口座（自由貿易口座）の機能と使用範囲の拡張
- 人民元の国際化に向けて、グローバル規模の人民元建てサービスメカニズムを構築する。 - FT 口座を長江デルタ地域と長江経済ベルトの自由貿易試験区へ複製・普及させること、及び FT 口座の投資・資金調達機能拡張などを目指す。
銀行カードの清算機関と非銀行決済機関の市場参入の規制緩和
- 銀行カードの清算機関と非銀行決済機関の市場参入の規制を緩和する。 - 外資系金融サービス会社による信用格付サービス展開に対する規制を緩和するなど。

（里兆法律事務所が 2018 年 5 月 18 日付で作成）

三、里兆解读

● 应收账款质押登记制度简介及新规解读

应收账款的质押需要办理登记手续，质权自办理出质登记时设立。《应收账款质押登记办法》在经历十余年的实践之后，进行了重新修订。本次修订涉及应收账款的概念及范围、登记期限、转让登记等多个方面，对应收账款质押业务以及企业融资有重要影响。

一、应收账款质押登记制度简介

应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利以及依法享有的其他付款请求权。

《物权法》第 228 条规定了应收账款可以进行

三、里兆解説

● 売掛債権質権設定登記制度についての簡潔な紹介及び新規定の解釈

売掛債権に質権を設定するには登記手続きを行わなければならない。質権は質権設定登記を行った時点で成立する。「売掛債権質権設定登記弁法」は十数年の実践を経て、再度改正された。今回の改正は売掛債権の概念及び範囲、登記期限、譲渡登記など複数の方面に及ぶものであり、売掛債権に対する質権設定業務及び企業による融資に対し重要な影響をもたらすものである。

一、売掛債権質権設定登記制度についての簡潔な紹介

売掛債権とは、権利者が一定の貨物、サービス又は施設を提供することにより取得する、代金の支払を義務者に要求する権利、及び法により享受するその他の支払請求権を指す。

「物権法」第 228 条によれば、売掛債権に質権を設

定し、与信信用調査機構にて質権設定登記を行うことができる(「質権は与信信用調査機構が質権設定登記を行った時点で成立」と規定されている。同規定をもとに、中国人民銀行は2007年9月30日に「売掛債権質権設定登記弁法」(以下「旧『弁法』」という)、2017年10月25日に改正後の「売掛債権質権設定登記弁法」(以下「新『弁法』」という)を公表した。これをもって中国人民銀行は売掛債権質権設定登記制度が確立され、中国人民銀行信用調査センター(以下「信用調査センター」)が売掛債権質権設定の登記機構とされた。実践において、売掛債権質権の設定に際し、登記手続きや情報照会、通常、信用調査センターの構築した登記公示システム(以下「登記公示システム」という)を通じて行われることになっている。

登記公示システムで売掛債権質権設定登記を行う際の主な手順は以下の通りである。

手順	注意点	備考
1. 質権者と質権設定者が設定 <u>登記協議書を締結する</u>	- 質権協議書ではなく、設定登記協議書であり、双方が質権設定契約書をすでに締結済みであり、質権者が質権設定登記手続きを行うことを明記する。	- 質権者は第三者に委託し、登記を行うことができる。
2. 質権者がシステムに <u>ログイン</u> し、係る登記内容を <u>記入する</u>	- その内容には双方の基本情報、売掛債権についての説明、登記期限が含まれ、また、登記協議書のアップロードを行う	- 登記内容に変更がある場合、質権者は変更登記を行わなければならない。 - 質権設定者/利害関係者は異議を申し立て、異議登記を行うことができる。
3. 登記している質権が消滅した場合、質権者が <u>抹消登記を行う</u>	- 主たる債権が消滅し、質権が実現し、質権者が登記された質権を全て放棄した場合、質権者は10 業務日以内に抹消登記を行わなければならない。	- 登記期限が満了する前に、質権者は期間延長を申請することができる。 - 登記期限の満了をもって、質権設定登記は失効する。

二、新「弁法」の解釈

10 年間の実践を経て、売掛債権質権設定業務は中国で急速に発展することができた。市場発展の需要に適応し、さらに実務に沿うべく、中国人民銀行は新「弁

年 12 月 01 日起正式实施。本次修订涉及应收账款的概念及范围、登记期限、转让登记等方面，将对应收账款质押业务产生重要影响。新《办法》主要修订如下：

法」を公布し、すでに 2017 年 12 月 1 日から正式に実施されている。今回の改定は売掛債権の定義及び範囲、登記期限、譲渡登記などに及んでおり、売掛債権質権設定業務に重要な影響をもたらしたと考えられる。新「弁法」では、主に以下の通り改められている。

修订项目	简要说明
1. 修订了应收账款的范围, 相比旧《办法》有所扩大	- 定义部分, 新《办法》将应收账款定义为: “应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利以及依法享有的其他付款请求权, 包括现有的和未来的金钱债权, 但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权, 以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权。”相比于旧《办法》, 增加“依法享有的其他付款请求权”作为兜底条款, 并排除“法律、行政法规禁止转让的付款请求权”作为应收账款。 - 列举部分, 新《办法》将原来规定的“提供服务产生的债权”细化为“供医疗、教育、旅游等服务或劳务产生的债权”, 将原来的列举项中的“公路、桥梁、隧道、渡口等不动产收费权”修改为“能源、交通运输、水利、环境保护、市政工程等基础设施和公用事业项目收益权”, 并将“其他以合同为基础的具有金钱给付内容的债权”作为兜底条款。
2. 调整了登记期限	- 新《办法》调整了登记期限, 从“1-5”年扩展为“0.5-30 年”, 以更好地满足账期较短的普通贸易类应收账款质押, 以及账期较长的基础设施和公用事业特许经营管理权质押的需要。
3. 新增转让登记的规定	- 转让和质押是应收账款融资的两种形式。新《办法》第 33 条增加应收账款转让登记参照质押登记办理的条款, 弥补中国应收账款转让以及保理业务登记的立法缺失, 降低实际业务中交易一方(质权人或受让人)面临的一笔应收账款同时被质押和转让, 或被重复转让的风险。

改定項目	簡潔な説明
1. 売掛債権の範囲を改め、旧「弁法」と比べ、拡大された	- 定義の部分では、新「弁法」は、売掛債権の定義を「売掛債権とは、権利者が一定の貨物、サービス又は施設を提供することにより取得する代金支払を義務者に要求する権利、及び法により享受するその他の支払請求権を指し、現有の及び将来の金銭債権を含むが、手形又はその他の有価証券により発生する支払請求権、及び法律、行政法規により譲渡が禁止される支払請求権は含まれない。」としている。旧「弁法」と比べると、「法により享受するその他の支払請求権」を包括的条項として新たに追加しており、「法律、行政法規により譲渡が禁止される支払請求権」を売掛債権から排除している。 - 列举の部分では、新「弁法」は、旧規定での「サービスの提供により発生する債権」を詳細化し、「医療、教育、旅行などのサービス又は労働の提供により発生する債権」としており、旧規定で列举されていた「道路、橋梁、トンネル、フェリーふ頭などの不動産料金徴収権」を「エネルギー、交通輸送、水利、環境保護、市政工程などのインフラ施設及び公共事業プロジェクトの収益権」に改め、包括的条項として「その他契約に基づく、金銭の給付を内容とする債権」を定めている。
2. 登記期限の調整	- 新「弁法」では、登記期限を「1-5」年から「0.5-30 年」へと延長している。これによって、支払周期がやや短い普通貿易類における売掛債権の質権設定、並びに支払周期がやや長いインフラ施設及び公共事業フランチャイズ管理権の質権設定について、それぞれの需要がより確実に満たされることになる。
3. 譲渡登記に係る規定の新規追加	- 譲渡及び質権設定は、売掛債権融資の 2 つの形式である。新「弁法」第 33 条に売掛債権譲渡登記を質権設定登記に参照し行う条項が追加されたことによって、中国における売掛債権譲渡及びファクタリング業務の登記について、立法上、網羅されていない部分を補い、また実際の業務で取引当事者(質権者又は譲受者)が直面している、同一の売掛債権に質権を設定されたうえで

	- 转让登记虽为非强制性规定，但有助于引导更多市场主体开展登记与查询，保护交易安全。
4. 其他修订内容	- 异议登记有效期从 15 日扩展至 30 日； - 新增质权人迟延履行注销登记的法律責任； - 新增仲裁裁决作为撤销质押登记或异议登记的依据； - 新增关于登记费用的规定。

三、 重点关注

结合本次修订的内容，在现有的应收账款质押登记制度下，律师建议企业在办理应收账款质押业务时重点关注如下事项：

1. 当企业作为出质人时，新《办法》扩大了可质押的应收账款的范围，例如，实务操作中讨论较多的银行理财、信托等各类资产管理机构的资产管理产品，在新《办法》下均可能作为以合同为基础、具有金钱给付内容的债权进行应收账款质押。
2. 当企业作为质权人时，建议着重审查应收账款是否真实、合法、有效，具体包括如下方面：
 - (1) 真实性：确认应收账款基础合同的真实性，以及是否有明确的债务人、履行期限、履行情况、合同编号等基础信息；核实应收账款是否存在，以及剩余应收账款金额。
 - (2) 合法性：确认应收账款是否违反法律的禁止性规定，或是否存在明显的可撤销、可变更、被认定为无效或解除的情形；是否属于因票据或其他有价证券而产生的付款请求权，以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权（例如，《担保法》第 61 条规定，最高额抵押的主合同债权不得转让）。
 - (3) 有效性：基础合同条款中是否存在限制转让、影响质权实现、债权追索的条款或风险；是否存在超过诉讼时效的情形或风险；通过查询登记公示系统等方式，确认是否存在在先质押等。

	同時に譲渡されること、又は二重譲渡されるリスクを軽減する。 - 譲渡登記は強行規定ではないものの、より多くの市場主体が登記及び情報照会を行い、取引の安全を守るよう導くうえで有益である。
4. その他の改定内容	- 異議登記の有効期間は 15 日から 30 日へと延長された。 - 質権者が抹消登記手続きを遅滞した場合の法的責任を新たに追加した。 - 仲裁判断が質権設定登記又は異議の登記を取り消すための根拠となることを新たに追加した。 - 登記費用に関する規定を新たに追加した。

三、 重点的に注意を払うべき事項

今回の改正内容を踏まえ、現在の売掛債権質権設定登記制度のもとでは、企業は売掛債権質権設定業務を取り扱う際に以下の事項に重点的に注意を払うのが望ましい。

1. 新「弁法」では、企業が質権設定者である場合について、質権を設定できる売掛債権の範囲を拡大した。例えば、実務上よく検討されている銀行の財テク商品、信託など各種の資産管理機構の資産管理製品について、新「弁法」に基づくならば、いずれも契約に基づく金銭の給付を内容とする債権として、売掛債権質権設定を行うことが可能である。
2. 企業が質権者である場合、売掛債権の真实性、適法性、有効性に重点を置いて審査することが望ましい。具体的には、以下の方面の事項が含まれる。
 - (1) 真实性：売掛債権の基礎契約の真实性、及び明確な債務者、履行期限、履行状況、契約番号などの基本情報が存在するかどうかを確認する。売掛債権が確実に存在しているかどうか、残りの売掛債権の金額について、真偽を確認する。
 - (2) 適法性：売掛債権が法律の禁止規定に違反しているかどうか、または明らかに取消可能、変更可能、無効と認定され、あるいは解除されるような状況があるかどうか。手形又はその他の有価証券により生じる支払請求権、及び法律、行政法規により譲渡が禁止される支払請求権（例えば、「担保法」第 61 条では、根抵当権の主契約における債権を譲渡してはならないと規定される）に該当するかどうかを確認する。
 - (3) 有効性：基礎契約の条項に譲渡、質権の実現、債権回収に制限をかける条項又はリスクがあるかどうか。訴訟時効を経過した状況又はリスクがあるかどうか。登記公示システムなどで照会することにより、すでに質権が設定されたかどうかを確認するなど。

3. 从实务经验角度，在企业办理应收账款质押登记时：

- (1) 在登记公示系统进行应收账款质押登记时，应当将其对应的基础债权的基本信息予以详细记载，足以使应收账款能够特定化。
- (2) 质权人在办理应收账款质押登记之后，还应当及时通知出质人的债务人，以避免该债务人向出质人履行付款义务，从而导致质押权灭失。在该通知中，质权人可以要求该债务人对被质押的应收账款的真实性及其有效存续进行确认，同时要求其在收到通知后不得直接向质权人进行清偿等。

（里兆律师事务所 2018 年 05 月 18 日编写）

3. 実務経験を踏まえるならば、企業は売掛債権質権設定登記を行うにあたり、

- (1) 登記公示システムにて売掛債権質権設定登記を行う際に、対象となる売掛債権を特定できるよう、基礎債権の基本情報を詳しく記載しなければならない。
- (2) 債務者が質権設定者に対し支払義務を履行してしまい、質権が消滅するといったことが発生しないように、質権者は売掛債権質権設定登記を行った後、質権設定者の債務者にも遅滞なく通知を行わなければならない。当該通知では、質権者は債務者に対し、質権が設定された売掛債権の真実性及びそれが有効に存続しているかどうかを確認するよう要求し、また、通知を受け取った後においては、直接質権者に債務を弁償してはならないと要求することができる。

（里兆法律事務所が 2018 年 5 月 18 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 等待“违法”解除劳动合同以获取二倍经济补偿金之博弈与应对
- 股权转让中工龄成本的作价及对员工的经济补偿
- 债权回收案件中财产保全的重要性及法院与银行全面对接开启查账新时代

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 二倍の経済補償金が獲得できるよう労働契約の「違法」解除となるのを待ち構える戦法とその対応
- 持分譲渡における勤務年数コストの評価及び従業員に対する経済補償
- 債権回収案件における財産保全の重要性及び裁判所と銀行が全面的に連携し銀行口座の調査を実施する新時代が到来